

登米市国土利用計画

平成 1 9 年 9 月
宮 城 県 登 米 市

前

文

この計画は、国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、登米市の区域における国土(以下「市土」という)の利用に関する行政上の指針として必要な事項を定め、市土の総合的、計画的な利用を図ることを目的とします。

本計画の策定に当たっては、宮城県国土利用計画を基本に地方自治法第 2 条第 4 項の規定に基づく「登米市総合計画基本構想」に即して策定したものです。

なお、この計画は、宮城県国土利用計画や、社会経済情勢の変化等に対応して、必要に応じて見直しを行います。

目 次

前 文

1 市土の利用に関する基本構想	1
(1) 市土の概要	1
(2) 社会経済情勢の変化と土地利用の課題	1
(3) 市土利用の基本理念	2
(4) 市土利用の基本方針	2
(5) 利用区分別の土地利用の基本方向	3
農用地	3
森 林	3
原 野	3
水面、河川、水路	3
道 路	3
宅 地	4
その他	4
2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	5
(1) 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	5
(2) 地域別の概要	6
地域区分	6
地域別の概要	7
3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	10
(1) 公共の福祉の優先	10
(2) 土地利用に関する法律等の適切な運用	10
(3) 地域整備施策の推進	10
(4) 市土の保全と安全性の確保	10
(5) 環境の保全と市土の美しさ及びゆとりの確保	11
(6) 土地の有効利用の促進と土地利用転換の適正化	12
(7) 土地利用に関する調査の推進及び成果の普及啓発	13
(8) 指標の活用	13

1 市土地利用に関する基本構想

(1) 市土の概要

平成 17 年 4 月 1 日に登米郡 8 町と津山町の 9 町が合併して、新たに「登米市」が誕生しました。本市は、宮城県の北東部に位置し、北は岩手県に接しています。西部は丘陵地、東部は山間地、その間を県内有数の穀倉地帯を形成する肥よくな登米耕土が広がっており、面積は 536.38k m²と県内第 5 位の広さを有しています。市域を 3 等分するように北上川、迫川が南北に貫流し、多くの支流が注いでいるほか、西部にはガン、ハクチョウ等が飛来する国際的に重要なラムサール条約指定登録湿地の「伊豆沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田」をはじめ、豊かな水辺空間が広がり、南東部には南三陸金華山国定公園の一部を有するなど、豊かな自然に恵まれた「水の里」を形成しています。

気候条件は、最高気温と最低気温の差が大きい内陸性気候で冬期の降水量は少なく、降雪期間も比較的短いことから、東北地方にあっては温暖な住み良い条件にあります。

(2) 社会経済情勢の変化と土地利用の課題

本市を取り巻く社会経済情勢は、人口減少と少子高齢化の進行、国際化、高度情報化の進展など大きく変化しています。また、三陸縦貫自動車道等高速交通網の整備により都市化も進展し、土地利用の多様な転換が顕著になる一方、農林業の後継者不足により多面的機能を持つ森林や農地の荒廃が進んでいる状況にあり、さらなる生産基盤整備、担い手育成や競争力強化の取り組みが必要となっています。

また、大都市圏においては好景気が続いているものの、地方においては、未だ景気回復の兆しが実感できない状況にあります。本市経済も依然として厳しく、雇用情勢も回復の傾向にあるものの、中心市街地の空洞化や空き店舗の増加など地域経済に及ぼす影響が深刻な状況にあり、企業誘致や中心市街地の高度利用の取り組みが必要です。

さらに、地球温暖化など地球環境問題を背景として「資源循環型社会」の実現に向けた取り組みが求められており、本市においても、バイオ燃料推進事業や環境教育の充実など環境問題の解決に向けた取り組みが進められています。

こうした中で、豊かな自然環境を生かし自然、生活、生産の調和した環境と産業が共生する、安全・安心な市土づくりのための新たな土地利用計画が求められています。

(3) 市土地利用の基本理念

登米市の土地利用は、市土が現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、市民の日常生活や生産を通じた諸活動の基盤であることを認識し、公共の福祉を優先させ、自然と産業が調和した環境の保全を図りつつ、地域の自然的・社会的・経済的及び文化的条件に配慮して健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図ることを基本理念とし、本市の持つ地域特性を活かして、総合的かつ計画的に行う必要があります。

(4) 市土地利用の基本方針

適正かつ合理的な土地利用の方針

登米市総合計画に掲げる本市の将来像「夢・大地 みんなが愛する水の里」を実現するため、本市の一体化を促進しながら、適正かつ合理的な土地利用を推進します。

都市的土地利用の高度化

都市的土地利用に際しては、周辺の農林業への影響に十分配慮し、自然環境の保全及び公害の未然防止に努め、計画的な土地利用を図るとともに、有効利用、高度利用を推進します。

また、環境問題に配慮し、人口減少・少子高齢化の進行など、社会経済情勢の変化を踏まえた施設設置や工業用地等整備に努め、持続可能なまちづくりを推進します。

農林業等自然的土地利用の適正保全

農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、農林業の生産活動とゆとりある生活環境の場としての役割や、景観形成に配慮し、適正な保全を図ります。

また、土地利用の転換にあたっては、その不可逆性等を考慮し計画的かつ慎重に行います。

環境と産業の共生

豊かな自然環境の保全、公害の未然防止に配慮しつつ、良好な景観の保全・形成に留意し、環境と産業が共生する適正な土地利用を図ります。

安全で安心な住環境の整備

ゆとりと潤いのある生活空間を形成し、大規模地震等の災害に備えた安全性の確保を図るとともに快適な生活環境を創造するため、オープンスペース等を活用した良好な景観の保全と確保を図ります。

(5)利用区分別の土地利用の基本方向

農用地

農用地については、本市の基幹産業である農業生産の場及び安全で安定した食料供給の場であるとともに、洪水・土壌浸食の防止等の公益的機能の維持・増進、郷土景観の維持形成においても、重要な役割を果たすことから、農用地の多面的機能が発揮されるよう配慮した農業を推進し、必要な農用地の確保と整備を図ります。

また、高齢化や兼業化に対応した農業経営や、消費者の安全・安心志向に対応した環境保全型の農地利用に配慮するとともに、恵まれた自然環境を活かした農村地域の計画的な活性化を促進するため、観光・レクリエーション等の産業との連携も考慮しながら農用地の効率的な利用を図ります。

森林

森林については、木材等林産物の生産資源であり、水源かん養、大気の浄化、地球温暖化の防止、自然学習等の公益的機能が総合的に発揮されるとともに林業との共生に配慮し、その確保と整備を図ります。特に、貴重な動植物が生息、生育する森林の適正な維持管理を図ります。

また、市街地や集落周辺の森林については、生態系と自然環境の保全に配慮しつつ、市民に潤いと安らぎを提供する保健休養やレクリエーションの場として活用を図ります。

原野

水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成している原野については、生態系及び景観の維持等の観点から保全を図ります。その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。

水面、河川、水路

水面、河川及び水路については、水質、景観等自然環境の保全に配慮しながら、安全性の確保や水資源の開発、農業用排水路の整備等に必要な用地の確保を図ります。

道路

一般道路については、市内外との交流・連絡を促進するとともに、地域の経済や文化の発展に重要な役割を果たすことから、内外と有機的・効率的に結びつく三陸縦貫自動車道やみやぎ県北高速幹線道路等高速交通体系を基軸とした整備を推進するとともに、これらと連絡する地域幹線道路や生活道路の整備を推進するため必要な用地の確保を図ります。整備に当たっては、人にやさしい道づくりのため、道路の安全性、快適性の向上及び災害防止、公共・公益施設の収容等道路の多面的機能の発揮や地域の文化及び環境の保全に十分配慮します。

農道及び林道については、農林業の生産性の向上並びに農用地及び森林の適正な管理を図るため必要な用地を確保するとともに自然景観の保全に配慮します。

宅 地

住宅地については、少子高齢化の進行や核家族化に伴うライフスタイルの多様化、個性化に対応しつつ、地域特性に配慮するとともに望ましい居住水準と良好な居住環境の確保及び災害に強い安全な市街地の形成を図るため、生活関連施設と一体的な整備を進めながら、必要な用地の確保を図ります。

工業用地については、地域経済の活性化や市民の雇用場として重要な役割を担っており、工場の立地動向等に対応しつつ、周辺の自然環境や市民の日常生活に悪影響を及ぼさないように配慮し、既存工業の育成強化や高速自動車道の整備インパクトを活かしながら、必要な用地の確保を図ります。

その他の宅地(事務所、商業施設等)については、中心市街地における土地利用の高度化や商業の活性化を促進するとともに、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して必要な用地の確保を図ります。

その他

文教施設、公園・緑地、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公共施設等の用地については、市民生活上の重要性と高度情報化や高齢化等のニーズの多様化を踏まえ、複合化や多目的利用の推進を考慮しながら、必要な用地の確保を図ります。

さらに、耐震性の確保と災害時の避難所とするなど災害時の活用に配慮します。

また、余暇時間の増大と自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、ゆとりある豊かな市民生活の実現に向けて、自然環境の保全を図りつつ地域の振興等を総合的に考慮し、レクリエーション用地等の整備、確保を図ります。

2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

計画の目標年次は平成27年とし、基準年次は平成16年とします。

人口及び世帯数の将来見通しについては、平成27年においてそれぞれおよそ86,000人、26,730世帯になるものと想定します。

利用区分は、「農用地」、「森林」、「宅地」等の地目区分とします。

利用区分ごとの規模の目標は、利用区分別の推移に基づくとともに、将来における人口等を前提とし、利用区分別に必要な土地の面積を予測し、土地利用の実態との調整を行って定めるものとします。

平成27年の利用区分ごとの規模の目標は下表のとおりです。なお、以下の数値については、今後の社会経済の不確実さ等を考慮し、弾力的に理解されるべき性格のものであります。

表 土地の利用区分ごとの市土利用の規模の目標

区 分	平成16年 (ha)	平成27年 (ha)	構 成 比(%)	
			平成16年	平成27年
農 用 地	18,548	18,264	34.6	34.1
農 地	18,457	18,143	34.4	33.8
田	16,424	16,194	30.6	30.2
畑	2,033	1,949	3.8	3.6
採草放牧地	91	121	0.2	0.2
森 林	22,228	22,123	41.4	41.2
原 野	135	129	0.3	0.2
水面・河川・水路	4,144	4,484	7.7	8.4
水 面	674	974	1.3	1.8
河 川	2,431	2,467	4.5	4.6
水 路	1,039	1,043	1.9	1.9
道 路	3,306	3,572	6.2	6.7
一 般 道 路	2,121	2,361	4.0	4.4
農 道	1,068	1,081	2.0	2.0
林 道	117	130	0.2	0.2
宅 地	2,752	2,872	5.1	5.4
住 宅 地	1,935	2,032	3.6	3.8
工 業 用 地	109	124	0.2	0.2
その他の宅地	708	716	1.3	1.3
そ の 他	2,525	2,194	4.7	4.1
合 計	53,638	53,638	100.0	100.0
人 口 集 中 地 区	194	191	0.4	0.4

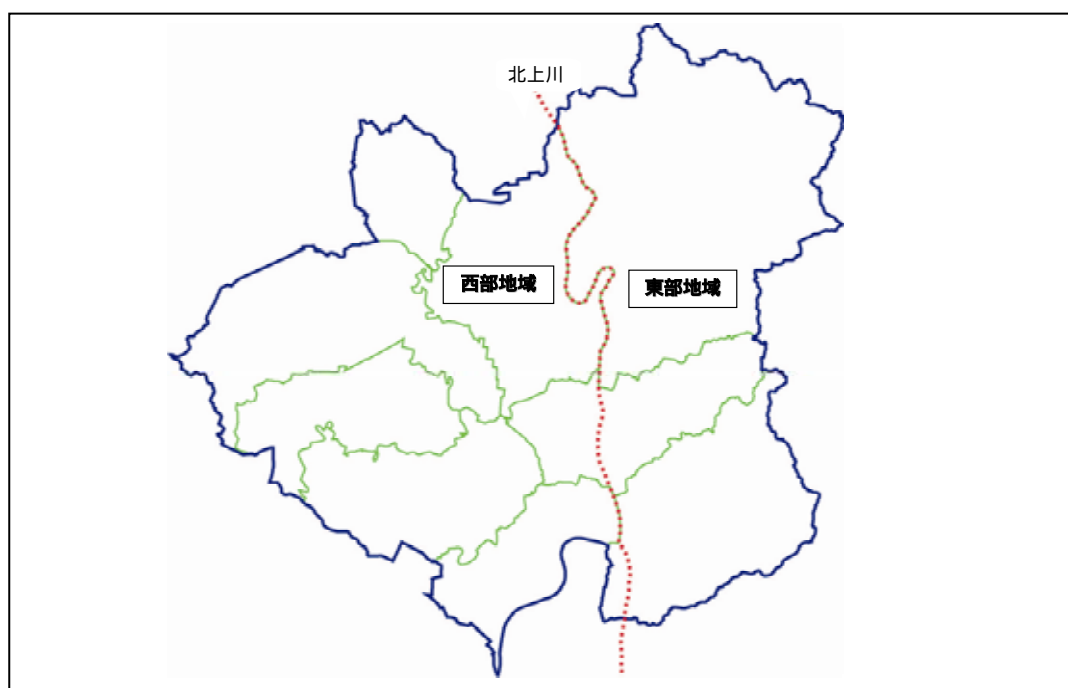
注) 人口集中地区とは国勢調査における人口集中地区(DID)であり平成16年値は推計値です。
四捨五入のため合計が合わない箇所があります。

(2) 地域別の概要

地域区分

地域区分は、土地利用の現状および経済的、歴史的、その他の立地条件を勘案し、市の中央部を貫流する北上川を境に東部地域、西部地域とします。

区分	地域名	地域の範囲
	東部地域	【北上川東部】 <ul style="list-style-type: none">・ 東和町全域・ 登米町日根牛地域・ 津山町の横山地域、柳津地域の一部
	西部地域	【北上川西部】 <ul style="list-style-type: none">・ 迫町・中田町・豊里町・米山町・石越町・南方町の全域・ 登米町寺池地域、日野渡・小島地域・ 津山町柳津地域の一部



地域別の概要

市土の地域別の概要と土地利用の方向性は次のとおりです。

ア 東部地域

【地域の概要】

東部地域は、北上川を挟んで本市の東部に位置し、豊富な森林資源や南三陸金華山国定公園の一部に指定された地域などの自然環境に恵まれた北上山系の山間地となっています。

本地域では、人口の減少とともに高齢化が進行しています。農林業では従事者の高齢化や担い手の不足等が進み、管理が不十分な山林や、中山間部の農地は耕作放棄地化が多くみられます。一方、複数の森林公園や環境保全林は自然を体験・学習する場として活用されています。

市街地・集落では空き家や遊休地などが増加している状況にあります。

また、北上川には支流の中小河川が多数あり、豪雨・台風時には排水機能が不十分な地域があり、治水等防災対策が必要となっています。

【土地利用の方向性】

市街地・集落

市街地周辺については、都市的土地利用と農地を含む自然的土地利用との調整を図りながら効率的な土地利用を図ります。

各地区市街地や農山村集落については、空き家、遊休地、低・未利用地の有効利用を促進するとともに、地域特性や自然環境に配慮しつつ、合併処理浄化槽を含む下水道施設、生活道路等の生活環境整備を推進し、居住環境の向上を図るため適正な土地利用を推進します。

田園地帯

農用地については地域循環型農業を推進するとともに、自然環境や景観等との調和に十分配慮し、公益的・多面的な機能の保全に努めます。

農業の規模の拡大が比較的容易な地域においては、生産性の向上を図るため、農業生産基盤整備を推進し地域営農組織や担い手への農用地の集約化を推進します。また、安定した農業経営と地域の特性を生かした付加価値の高い農業の確立を図るため、農用地の効率的で適正な土地利用を推進します。

山林・中山間地帯

森林については、他用途への転換を最小限にとどめ、放置された森林の適切な管理等を推進し、水源かん養機能、山地災害防止機能、癒しの効果等、公益的な機能の保全に努めます。

また、貴重な自然環境資源、野生生物の生息・生育地、優れた自然景観を有する地域など、自然環境を維持すべき地域については適正な保全を図ります。

さらに、地域資源を活用した都市との交流活動を推進するため、適正な管理のもと自然特性を考慮し、自然体験学習等の自然とのふれあいの場、森林セラピー効果を活用したグリーンツーリズム等を進める場としての土地利用を図ります。

また、中山間地域の農用地については、野菜、果樹、花きなど多様な作物の生産等特性に応じた土地利用を推進します。

河川

貴重な水資源としての役割を果たす北上川をはじめ支流等の河川については、水質の保全を図り、治水機能の整備を進めるとともに、野生生物の生息・生育地、優れた自然景観を有する地域など、自然環境を維持すべき地域については適正な保全を図ります。

また、適正な管理のもと、自然特性を考慮しながら自然体験学習等、自然とのふれあいの場としての利用を図ります。

イ 西部地域

【地域の概要】

西部地域は、北上川を挟んで本市の西部に位置し、県内有数の穀倉地帯である登米耕土により、優良な農用地が広がっています。市街地は、北上川、迫川の流域地帯や交通の要衝地帯に分散的に立地し、迫町を中心に主要路線が放射状に延びて各地区市街地に接続しています。

今後、三陸縦貫自動車道の開通が見込まれていることなどから、インターチェンジへのアクセス道路や自動車交通量の増加に対応した生活関連道路等の整備が必要となっています。

また、郊外型の大型店の進出等による中心市街地の空洞化などが課題となっており都市活力の再生も求められています。

さらに、当地域は伊豆沼・内沼など豊かな水辺空間を有していますが、生活環境の変化による水質の悪化等が課題となっています。

【土地利用の方向性】

市街地・集落

市街地周辺や三陸縦貫自動車道インターチェンジ付近については、沿線の開発によるスプロール化が懸念されることから、都市的土地利用と農地を含む自然的土地利用との調整を図りながら、高速交通網の整備効果を活かした効率的な土地利用を図ります。

また、中心市街地、各地区市街地や集落においては、地域特性や自然環境に配慮しつつ、合併処理浄化槽を含む下水道施設、生活道路等の生活環境整備を推進し、居住環境の向上を図ります。さらに、遊休地、低・未利用地の高度利用や有効利用を促進するとともに、防災に配慮した適正な土地利用を推進します。

田園地帯

迫川を中心に広がる広大な農用地については地域循環型農業を推進するとともに、田園風景を地域資源として生かしながら公益的・多面的な機能の保全に努めます。

生産性の向上を図るため、農業生産基盤整備を推進し地域営農組織や担い手への農用地の集約化を推進します。また、安定した農業経営と地域の特性を生かした付加価値の高い農業の確立を図るため、農用地の効率的で適正な土地利用を推進します。

さらに、野生生物の生息・生育地など自然環境を維持すべき地域については適正な保全を図ります。

山林

森林等の公益的機能を発揮させるため、その保全活用を図ります。

河川、湖沼地帯

迫川等の流域については、治水機能の整備を促進するとともに伊豆沼・内沼等貴重な水辺空間は、恵まれた自然環境のシンボルと位置付け、潤いのある空間形成を目指した保全に努めます。

さらに、野生生物の生息・生育地、優れた自然景観を有する地域など、自然環境を維持すべき地域については適正な保全を図るとともに、適正な管理のもと、自然特性を考慮しながら自然体験学習等、自然とのふれあいの場としての利用を図ります。

3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

2 に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は以下に示すとおりであり、登米市総合計画基本構想に掲げる「夢・大地 みんなが愛する水の里」の実現に向けて総合的な検討を行いながら推進していきます。

(1) 公共の福祉の優先

土地の持続性、有限性等を基本的な認識として、公共の福祉を優先させ、地域の特性に応じて適正な土地利用が図られるように、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を推進します。

(2) 土地利用に関する法律等の適切な運用

土地基本法、国土利用計画法及びこれらに関連する土地利用関係諸法令等の適切な運用により、土地利用の計画的な調整を行い、適正な土地利用の確保と地価の安定を図ります。

(3) 地域整備施策の推進

市土の均衡ある発展と地域の活性化を図るため、「水の里」に育まれた豊かな自然環境、歴史的建造物や街並み等の特性を活かした地域整備施策を推進します。

(4) 市土の保全と安全性の確保

ダム事業や水系ごとの治水施設等の整備を推進し、市土の保全と安全性の確保を図ります。

市土を保全する機能や水資源かん養等の森林の持つ公益的機能の維持と安全性の向上を図るため、治山、治水事業を推進するとともに、森林の適正な管理を図ります。

市民の安全性を確保するため、地域避難所の適正な配置、災害時における安全な避難路の確保及び災害情報の的確な伝達を図るとともに、災害に配慮した適正な土地利用を図ります。

(5) 環境の保全と市土の美しさ及びゆとりの確保

市民がゆとりを持ち、健康で安全な暮らしを営むことができるように、身近にふれあえる河川・沼・緑地・山林などの自然環境は、やすらぎや快適性をもたらす貴重な資源として積極的にその保全、活用を図ります。

生活環境の保全を図るため、住居系・商業系・工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を図ります。

農用地や森林の適切な維持管理、下水処理による環境悪化の防止、水辺地帯の保全等による河川、沼の自然浄化能力の維持・回復など、水環境への負荷軽減により、健全な水循環の確保を図ります。

廃棄物の発生抑制とリサイクルを一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正処理のため、環境の保全に配慮しつつ、必要な用地の確保と適正な土地利用の誘導を図ります。

また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努めます。

歴史・風土の保存、文化財の保護等を図るため、市民の理解と協力のもと、開発行為の規制、指導を行い良好な景観や緑地・水辺景観の維持形成を図ります。特に、水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約であるラムサール条約の指定を受けた「伊豆沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田」をはじめ、自然公園法等、各種法令等に基づき保全すべき地域として指定された地域については、適正な管理のもと、その保全に努めます。

良好な環境や景観を確保するため、公共事業の計画段階において環境保全上の配慮を行うとともに、開発行為等については環境影響評価を実施するなど、長期的な計画により土地利用の適正化を図ります。

(6) 土地の有効利用の促進と土地利用転換の適正化

土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況、その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行ないます。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を考慮して必要があるときは、速やかな計画の見直しを図る等適切な措置を講じます。

農用地については、生産性の向上を図るため、生産基盤整備を計画的に推進するとともに、認定農業者等担い手の育成、生産組織の強化を図り、農用地の集積を進めます。また、利用転換を行う場合は、優良農用地の確保を考慮し、農業経営の安定、食料生産の確保及び地域農業に及ぼす影響に留意し、農業以外の土地利用との計画的な調整を図ります。特に、市街地周辺の農用地については、防災的機能等、農用地の多面的機能を重視し、開発と環境との調和、調整を図ります。

森林については、木材及び林産物の生産や多様な公益的機能を確保しつつ、自然とのふれあいの場、青少年の活動の場、観光、保健休養、レクリエーション等としての総合的な利用を促進するためその保全管理を図ります。また、利用転換を行う場合は、森林の保全や育林と林業経営への影響に留意しつつ、災害防止・環境保全・水源かん養・大気浄化の公益的機能の維持に支障が生じないように十分配慮し周辺土地との調整を図ります。

水面、河川及び水路については、治水及び利水の機能発揮に留意しつつ、生物の生息、生育環境としての機能発揮に必要な水量・水質を確保し、地域の景観と一体になった水辺空間の創出や水と人とがふれあえる親水性に配慮した場の形成を図ります。

道路については、市民の生活経済活動の基盤であるため、自然環境の保全に十分配慮しながら、計画的な整備を推進します。また、道路緑化等を推進し、良好な街なみ景観の形成を図ります。

住宅地については、少子高齢化や市民のライフスタイルの変化に対応した居住環境の整備を推進するとともに、長期的な需給見通しに基づく計画的な宅地の供給を促進します。また、既成市街地においては、低・未利用地等の活用等に努め、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保に配慮します。

工業用地については、産業の高付加価値化や構造変化、工場の立地動向を踏まえ、計画的な用地の確保に努めます。特に、高速自動車道の整備インパクトを十分に活用するとともに、周辺地域や自然環境との調和及び公害の未然防止に留意します。

大規模な土地利用転換については事前に十分な調査等を行い、市土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図ります。また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえ適切に対応するとともに、基本構想などの地域づくりの総合的な計画や公共施設整備計画等との整合を図ります。

農地と宅地の混住化が進行する地域については、無秩序な開発を抑制するとともに、地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用が実現されるよう、都市計画制度や農業振興地域整備計画制度等の適正な運用等により、農用地、宅地等相互の土地利用の秩序ある共存を図ります。

上記のほか、公園、緑地、教育施設、厚生福祉施設等の公共施設用地及びレクリエーション施設用地については、市民生活上の重要性、余暇利用の増大に対応し、既存施設等との関連に配慮しつつ、適正な配置と有効利用を図ります。

土地の所有者や使用者が、良好な土地管理と有効な土地利用を図るよう誘導し、計画的なまちづくりを推進します。

(7) 土地利用に関する調査の推進及び成果の普及啓発

市土の科学的・総合的な把握を一層充実するために必要な調査を行うとともに、その総合的な利用を図ります。

また、市民と行政が情報を共有できる環境を構築し、市民による市土への理解を促し、計画の総合性及び実行性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図ります。

(8) 指標の活用

適切な市土の利用に資するため、計画の推進にあたって各種指標の活用を図ります。